

## 一般廃棄物処理施設の維持管理の状況

年度	令和4年度
施設名称	東金市外三市町環境クリーンセンター
所在地	千葉県東金市三ヶ尻340番地

### 1 処分した一般廃棄物の種類及び数量

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	可燃ごみ	トン	1,835.93	867.00	828.33	1,927.33	1,909.15	630.38	-					
2号炉			548.81	2,000.59	644.87	1,155.54	1,717.30	1,878.32	1,771.33					
3号炉			980.31	1,036.70	1,880.84	563.76	0.00	868.83	1,828.00					

※処理数量は、ごみクレーンによる計量値による。

※処理数量が0の月は稼働しておりません。

### 2 燃焼室中の燃焼ガスの温度(連続的に測定し、記録したもの)

		基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	測定を行った位置	-	炉出口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日～30日	1日～14日	17日～30日	1日～31日	1日～31日	1日～10日	-					
	測定の結果(°C)	800以上	896	895	903	899	900	892	-					
2号炉	測定を行った位置	-	炉出口付近											
	結果の得られた年月日	-	22日～30日	1日～31日	1日～10日	13日～31日	1日～13日 17～31日	1日～30日	1日～14日 17～31日					
	測定の結果(°C)	800以上	889	894	900	899	900	900	898					
3号炉	測定を行った位置	-	炉出口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日～16日	15日～31日	1日～30日	1日～9日	-	17日～30日	1日～14日 16～31日					
	測定の結果(°C)	800以上	905	901	900	900	-	904	904					

※燃焼ガス温度の測定結果は、施設運転時の月平均温度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。

3 集じん機に流入する燃焼ガスの温度(連続的に測定し、記録したもの)

		基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器入口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日～30日	1日～14日	17日～30日	1日～31日	1日～31日	1日～10日	-					
	測定の結果(°C)	概ね200以下	196	196	196	196	196	196	-					
2号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器入口付近											
	結果の得られた年月日	-	22日～30日	1日～31日	1日～10日	13日～31日	1日～13日 17～31日	1日～30日	1日～14日 17～31日					
	測定の結果(°C)	概ね200以下	196	196	196	196	196	196	196					
3号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器入口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日～16日	15日～31日	1日～30日	1日～9日	-	17日～30日	1日～14日 16～31日					
	測定の結果(°C)	概ね200以下	196	196	196	196	-	196	196					

※燃焼ガス温度の測定結果は、施設運転時の月平均温度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。

4 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度(連続的に測定し、記録したもの)

		基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器出口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日～30日	1日～14日	17日～30日	1日～31日	1日～31日	1日～10日	-					
	測定の結果(ppm)	100以下	7	8	8	9	7	8	-					
2号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器出口付近											
	結果の得られた年月日	-	22日～30日	1日～31日	1日～10日	13日～31日	1日～13日 17～31日	1日～30日	1日～14日 17～31日					
	測定の結果(ppm)	100以下	9	9	7	5	5	4	6					
3号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器出口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日～16日	15日～31日	1日～30日	1日～9日	-	17日～30日	1日～14日 16～31日					
	測定の結果(ppm)	100以下	3	6	6	6	-	5	6					

※一酸化炭素濃度の測定結果は、施設運転時の月平均濃度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。

5 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去の年月日

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	除去を行った年月日	冷却設備		1日			16日						
		排ガス処理設備	31日				15日						
2号炉	除去を行った年月日	冷却設備		30日									
		排ガス処理設備		29日									
3号炉	除去を行った年月日	冷却設備	29日			21日							
		排ガス処理設備	28日			20日							

※冷却設備については機械式自動除去装置、ろ過式集じん器については空気式自動除去装置により毎日実施する。

6 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(1回/年以上測定)

		基準値	
1号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口
	採取した年月日		
	結果の得られた年月日	-	
	測定の結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	5以下	
2号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口
	採取した年月日		
	結果の得られた年月日	-	
	測定の結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	5以下	
3号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口
	採取した年月日		
	結果の得られた年月日	-	
	測定の結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	5以下	

※基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法」による。

7 煙突から排出される排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度(2か月を超えない作業期間ごとに1回以上測定)

		基準値				
1号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口			
	採取した年月日	-	4月28日	7月22日		
	結果の得られた年月日	-	5月16日	8月3日		
	ばいじん濃度測定の結果 12%換算値(g/m <sup>3</sup> )	0.15以下	0.0071	0.0061		
	硫黄酸化物排出量測定の結果 (m <sup>3</sup> /h)	119以下	0.12	0.19		
	窒素酸化物濃度測定の結果 12%換算値(ppm)	250以下	43	48		
	塩化水素濃度測定の結果 12%換算値(mg/m <sup>3</sup> )	700以下	12未満	22		
	水銀排出量測定の結果 全水銀(μg/m <sup>3</sup> )	50以下	2.2	15		
	粒子状水銀 12%換算値(μg/m <sup>3</sup> )	/	0.080	0.43		
	ガス状水銀 12%換算値(μg/m <sup>3</sup> )		2.1	15		
2号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口			
	採取した年月日	-	6月2日			
	結果の得られた年月日	-	6月6日			
	ばいじん濃度測定の結果 12%換算値(g/m <sup>3</sup> )	0.15以下	0.0025			
	硫黄酸化物排出量測定の結果 (m <sup>3</sup> /h)	119以下	0.28			
	窒素酸化物濃度測定の結果 12%換算値(ppm)	250以下	55			
	塩化水素濃度測定の結果 12%換算値(mg/m <sup>3</sup> )	700以下	27			
	水銀排出量測定の結果 全水銀(μg/m <sup>3</sup> )	50以下	2.2			
	粒子状水銀 12%換算値(μg/m <sup>3</sup> )	/	0.024			
	ガス状水銀 12%換算値(μg/m <sup>3</sup> )		2.2			

3号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口				
	採取した年月日	-	5月27日	9月27日			
	結果の得られた年月日	-	6月6日	10月5日			
	ばいじん濃度測定の結果 12%換算値(g/m <sup>3</sup> )	0.15以下	0.0061	0.0055			
	硫黄酸化物排出量測定の結果 (m <sup>3</sup> /h)	119以下	0.41	0.19			
	窒素酸化物濃度測定の結果 12%換算値(ppm)	250以下	53	62			
	塩化水素濃度測定の結果 12%換算値(mg/m <sup>3</sup> )	700以下	55	18			
	水銀排出量測定の結果 全水銀(μg/m <sup>3</sup> )	50以下	1.4	4.4			
	粒子状水銀 12%換算値(μg/m <sup>3</sup> )	/	0.025未満	0.052			
	ガス状水銀 12%換算値(μg/m <sup>3</sup> )		1.3	4.4			

〈備考〉

- ・基準値は、「大気汚染防止法」による。
- ・水銀濃度測定は、ばい煙測定と併せて実施しているため、併せて公表します。